

拡充

児童手当制度変更のお知らせ

〇子育て健康課 子育て支援係 ☎(84)5544

令和6年10月より、制度が一部変更となります。

【改正の内容】

- ▼所得制限の撤廃
- ▼支給対象児童を高校生年代まで延長
- ▼多子加算（第3子以降）の支給額の増加、多子加算のカウント対象の変更
- ▼年3回から年6回（偶数月）への支給回数の変更



詳細はこちら

▼現行制度（令和6年10月支給まで）

手当区分	児童手当	3歳未満	15,000円/月
		3歳以上～小学校修了前	第1子・第2子：10,000円/月 第3子以降：15,000円/月
		中学生	10,000円/月
	特例給付	一律	5,000円/月
多子加算のカウント対象		18歳到達後の最初の年度末まで	
所得制限		あり	
支給月		4カ月に1回（6月、10月、2月）	

▼制度改正後（令和6年12月支給から）

手当区分	児童手当	3歳未満	第1子・第2子：15,000円/月 第3子以降：30,000円/月
		3歳以上～高校生年代	第1子・第2子：10,000円/月 第3子以降：30,000円/月
多子加算のカウント対象		22歳到達後の最初の年度末まで	
所得制限		なし	
支給月		2カ月に1回 （4月、6月、8月、10月、12月、2月）	

児童扶養手当・特別児童扶養手当のお知らせ

〇子育て健康課 子育て支援係 ☎(84)5544
※来庁時は電話にて事前予約をお願いします

現在、手当を受けている方（支給停止者含む）は、次の届け出が必要です。

【児童扶養手当】

「ひとり親世帯」などの児童を支援するため、18歳までの児童（障がいがある場合は20歳未満）を養育する方は手当を請求することができます（所得制限あり）。

●現況届の提出期間

8月1日（木）～9月2日（月）



詳細はこちら

【特別児童扶養手当】

精神または身体に政令で定める中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育する方は、手当を請求することができます（所得制限あり）。

●手当額（令和6年4月～）

- 1級：1人につき月額5万5350円
 - 2級：1人につき月額3万6860円
- ※障がいの程度は、提出していただく診断書などにより、総合的に判断されます

●所得状況届の提出期間

8月9日（金）～9月11日（水）



詳細はこちら

●手当額（令和6年4月から）※所得に応じて決定されます

区分	全部支給	一部支給
児童1人のとき	月額45,500円	月額45,490円から10,740円
児童2人のとき	月額56,250円	月額56,230円から16,120円
児童3人以上のとき	(児童2人のときの額に)3人目から児童1人増すごとに、最大6,450円加算	

町内医療機関の夏季休診日のお知らせ

〇子育て健康課 健康づくり係 ☎(84)5544

町内の医療機関の中には、8月中旬に休診する病院がありますのでご注意ください。詳細は各病院にお問い合わせください。

医療機関名	電話	お休み期間
足柄上病院	83-0351	通常通り
松田町国保診療所（寄診療所）	89-2119	
佐藤内科医院	82-0565	
安藤眼科医院	83-4545	8月2日（PM休）、3日（AM休）
田村小児科医院	82-1710	8月13～17日
にしこうり形成外科・皮ふ科	44-4906	8月11～14日
まごころ内科整形外科クリニック	83-1789	8月10日（PM休）、11～15日
山田内科医院	83-0061	8月11～15日